

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月22日
【会社名】	G F A 株式会社
【英訳名】	GFA Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 松浦 一博
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山二丁目2番15号
【電話番号】	(03) - 6432 - 9140 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 平野 公久
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山二丁目2番15号
【電話番号】	(03) - 6432 - 9140 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 平野 公久
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 209,989,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	724,100株	完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 平成25年11月22日(金)に開催された取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	724,100株	209,989,000	104,994,500
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	724,100株	209,989,000	104,994,500

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、104,994,500円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
290	145	100株	平成25年12月9日	-	平成25年12月9日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記(4)払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとし、

4. 払込期日までに、本第三者割当増資(本有価証券届出書による当社普通株式に係る新株式発行をいいます。以下同じです。)の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当増資は行われなないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
G F A 株式会社 本店	東京都港区南青山二丁目2番15号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 東京中央支店	東京都千代田区大手町1-5-5

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
209,989,000	11,000,000	198,989,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の内訳は、登記関連費用約800千円、弁護士費用約4,000千円、ファイナンシャルアドバイザー費用約4,200千円、第三者委員会運営費用約500千円、信託銀行増資事務手数料約200千円、信用調査等費用約800千円等となります。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	想定金額(百万円)	支出予定時期
環境事業関連投融資	100	平成26年1月～平成26年3月
不動産購入資金自己負担分	60	平成25年12月～平成26年3月
事業用資金	39	平成25年12月～平成26年3月

(注) 資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等に保管する予定です。

後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社の経営目標である既存事業（ファイナンシャル・アドバイザー事業及び不動産担保ローン事業）の強化・拡充、並びにその周辺領域への事業領域の拡大及びサービスの多様化を早期に実現していくため、手取金を以下の使途に充当する方針であります。

環境事業関連投融資

環境事業法人（産業廃棄物処理業者）の保有資産等を裏付けとした資金調達スキームにおける既存ローンの借換えのため、当社が投融資する資金に充当するものであります。

産業廃棄物処理業者や太陽光発電事業者といった環境事業法人は、バランスシート上に固定資産を大きく抱える業態であるとともに、資金調達手段としては銀行借入れを主たる手段としておりますが、バランスシート上の固定資産の計上の縮小化や銀行借入れによる高額な元金返済負担の軽減化に対するニーズが存在します。そこで、当社としては、このようなニーズに応えるために、環境事業法人を対象として、新たな資金調達スキームの組成に係るアドバイザー業務や投融資業務を行うビジネスチャンスがあると考えており、割当予定先である吉野勝秀氏（以下「吉野氏」又は場合により「割当予定先」といいます。）の得意とする環境事業分野における強力なネットワークを活かしながら、当社の強みとする金融分野におけるこれまでの経験を駆使し、かかるビジネスチャンスの獲得を目指します。

今般、当社は、吉野氏より、環境事業法人（産業廃棄物処理業者）の保有資産等を裏付けとした資金調達スキームについてのアドバイザー業務を行うとともに、当社が当該法人の既存ローンの借換えのための投融資を行うという具体的なご提案を受けており、当社としては、環境事業法人に対するアドバイザー業務及び投融資業務の第1号案件として取り組んでいきたいと考えております。そこで、本第三者割当増資により調達する100百万円をかける第1号案件の投融資資金に充当するものであります。なお、当該スキームの詳細については現在当社がアドバイスを提供しながら検討中であり、当社の投融資形態も信用補完の内容も未確定であります。スキームによっては長期間の与信となる可能性があります。当社は、当該案件において、投融資に伴う金利収入の他、アドバイザー業務の対価としてフィーの取得を想定しております。

また、当社は、このような吉野氏の紹介を主たる契機とした小口案件の実績を積み、環境事業分野における理解を深めることが次なる案件獲得のためにも肝要と考えております。そして、当社は、このような小口案件で今後も実績と経験を積み、信用力を強化したうえで、吉野氏の環境業界における強力なネットワークを背景に、更なる新規案件の獲得を図り、規模の大きい案件等においては必要に応じて外部の投資家の資金を導入し、環境事業法人に対するアドバイザー業務に重点を移行していく形で継続的に業務に取り組み、安定的な収益源として確保していく所存です。

不動産購入資金自己負担分

これまで当社が携わってきたファイナンシャル・アドバイザー事業（不動産投資業務、仲介業務）及び不動産担保ローン事業の関連業務領域である不動産売買業務において、販売用不動産の購入資金に充当するものであります。

現在、アベノミクス効果、消費税増税、東京オリンピックの開催決定や住宅ローン金利の低下等を受け、個人の住宅取得ニーズは旺盛な状況にあり、また個人や企業の収益不動産に対する投資意欲も高まりつつあります。当社としては、このような現況は、販売用不動産を購入し、転売利益を得ることによる収益源拡大のチャンスであると捉えており、不動産担保ローン事業で取り扱っている金額5千万円程度までの居住用不動産（中古区分マンションや戸建住宅用の宅地等）やファイナンシャル・アドバイザー事業（不動産投資業務、仲介業務）において取り扱っている6億円程度までの1棟もの収益不動産（賃貸マンションやオフィスビル等）の購入及び転売を検討しております。

今般、当社は、不動産分野における吉野氏の幅広いネットワークの提供を受け、1棟もの収益不動産（賃貸マンション）の購入予定先（所有者）の紹介を受けております。同物件については、当社の既存の事業パートナーの顧客に対して転売することを予定しており、これらの売買について、平成25年12月中の決済を目指しております。上記一連の取引を成立させるために、当社は、購入予定先（所有者）との売買に係る手付金60百万円を支払う必要があり、本第三者割当増資により調達する60百万円を、当該手付金に充当するものであります。上記一連の取引では、購入予定先（所有

者）から転売予定先へ直接所有権を移転すること（いわゆる中間省略登記の代替方式である直接移転型の取引）を想定しておりますので、当社が販売用不動産を保有する予定はなく、当社において必要となる資金は購入予定先（所有者）に支払う手付金のみとなる予定です（なお、仮に転売が不成立となった場合に当社が購入義務を負担したり手付損とならないように、契約上の手当てを行う予定です。）。当社は、上記一連の取引による転売利益を確保するとともに、不動産分野における吉野氏のネットワークの提供を受けつつ、今後も同様のビジネスチャンスに適時に対応することができるよう、60百万円の予算枠を設定し、当該予算枠の範囲で資金を有効に回転させていくべく積極的に販売用不動産の売買業務に取り組み、当該業務を当社の新たな収益源の1つとして成長・発展させていきたいと考えております。

事業用資金

当社の不動産担保ローン事業における貸付資金に充当するものであります。

上記のとおり個人の住宅取得ニーズが旺盛な状況において、当社の既存の顧客である居住用不動産の不動産事業会社における資金需要も高まっており、当社の不動産担保ローン実行額が増加しております。当社の平成25年12月中旬における貸出残高は、現行の予算枠である3億円を超過する予定であり、今後の需要については、運転資金から一時的に捻出する予定ではありますが、これ以上の自己資金の投入は厳しい状況にあります。このような中で、上記の顧客の資金需要に臨機応変に対応していくため、現行の3億円の予算枠を40百万円程度拡大する必要があると考えており、自己資金で賄うことができない39百万円について、本第三者割当増資による調達資金を充てることで、迅速に貸出原資を確保する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	氏名	吉野勝秀	
	住所	千葉県松戸市	
	職業の内容	名称及び肩書 株式会社新東京グループ 代表取締役 所在地 千葉県松戸市常盤平陣屋前3番地の21 第2シントウキョウビル 事業の内容 株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等、環境ソリューション事業総合プロデュース、廃棄物処理に関するコンサルティング	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有する割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有する当社株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。	

c. 割当予定先の選定理由

当社は、平成14年の設立以来、ファイナンシャル・アドバイザー事業を主力事業として展開してまいりましたが、当社をとりまく経営環境は、リーマンショックによる景気低迷をきっかけに、案件の減少、同業者間の競争の激化により、非常に厳しいものとなっております。当社におきましては、平成23年3月に、新規事業として不動産担保ローン事業を立ち上げ、事業拡大を図ってまいりましたが、抜本的な業績の改善が進まない状況にあります。また、当社は、平成24年10月より、ファイナンシャル・アドバイザー事業強化拡充の一環としてヘルスケア事業に取り組んでおり、今後も継続的に案件開拓に努めるとともに新規事業展開及び事業参画機会の捕捉に努めていく所存ですが、未だ具体的な案件の獲得までは至っておりません。さらに、平成25年6月より開始した株式会社エフ・イー・ティーシステム（住所：東京都千代田区九段北一丁目13番5号 代表取締役：中村比呂志）との業務提携によるビジネスホテル、シティホテルへの共同投資及びビジネスホテル、シティホテルを投資対象としたファンドの共同組成等についても、引き続き協業関係を保ちつつ推進していく方針ではありますが、具体的な案件の実行には更に時間を要するものと見込んでおります。

かかる経営環境のもと、当社の業績は、直近5期において営業損失を計上するとともに営業活動によるキャッシュ・フローの額が負の状態であり、平成26年3月期、平成27年3月期も当該状態が継続し、平成28年3月期において営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が負でなくならなかった場合、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）が定める有価証券上場規程第604条の2第1項第2号の上場廃止基準（業績基準）に抵触してしまう状態にあります。

一方、昨今、アベノミクス効果、消費税増税、東京オリンピックの開催決定等により、首都圏を中心に不動産投資意欲は高まりつつあり、収益不動産、居住不動産とともに、不動産売買は活発化の様相を呈しており、当社の事業の一つの柱である不動産担保ローン事業において、平成25年12月中旬における貸出残高が現行の予算枠である3億円を超過する予定であり、当社は、かかる状況を、当社における収益獲得及び業容の拡大に向けたビジネスチャンスであると捉えております。

そして、当社は、業績不振による赤字経営を脱却し、平成26年3月期における営業黒字化の実現に向けて、収益源の拡大、財務基盤の強化を行うことが、喫緊の経営課題であると認識しており、営業黒字化に向けた今後の経営目標として、既存事業（ファイナンシャル・アドバイザー事業及び不動産担保ローン事業）の強化・拡充を図るとともに、それをベースとして、その周辺領域へと事業領域を拡大し、サービスの多様化を図ることを企図しております。

当社は、かかる経営目標の実現に向けて、時機を逃さずにビジネスチャンスを活かすためには、早急に、事業シナジー効果が見込まれる事業パートナーとの協業を軸とした、さらなる収益機会の獲得と収益基盤の整備を行う必

要があるとする一方で、このような当社の経営環境や経営方針等に理解を示し、事業シナジーの見込まれる事業パートナーの選定を進めてまいりました。

一方、吉野氏は、東京証券取引所TOKYO PRO Market市場に株式を上場している株式会社新東京グループ（住所：千葉県松戸市常盤平陣屋前3番地の21 代表取締役：吉野氏）の代表取締役を務めており、同社の大株主でもありますが、同社グループでは、当社の提供している金融サービスへのニーズが今後見込まれると考えられる環境プロデュース事業（廃棄物収集運搬業務、廃棄物処分業務、環境サービス業務）や建設解体工事業を主力事業として展開しております。また、吉野氏は、平成24年2月に、同氏が公開買付けにより発行済株式の過半数を取得し、業績不振からの再建を果たして黒字化を達成した株式会社メッツ（住所：東京都港区西新橋三丁目13番7号 代表取締役：秋山賢一氏 なお、株式会社メッツは、東京証券取引所マザーズ市場に上場していますが、現在、「合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間入り銘柄」に指定されております。）において不動産事業を展開するとともに、同氏が代表取締役を務めるとともに、その大株主でもある株式会社シントウキョウエージェント（住所：千葉県松戸市八ヶ崎八丁目1番1 代表取締役：吉野氏）において不動産投資事業にも注力しており、当社の提供している既存事業（ファイナンシャル・アドバイザー事業、不動産担保ローン事業）との関係において事業シナジーの見込まれる不動産事業にも注力しております。吉野氏は、かねてから、自身の得意とする環境事業分野における金融サービス事業の展開に強い関心を有しており、当社は、平成25年5月頃より、吉野氏がファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している坂田公認会計士事務所（住所：東京都港区六本木二丁目2番地2号 代表者：坂田靖志氏）の坂田靖志公認会計士から、当社の顧問税理士である永井公認会計士税理士事務所（住所：東京都港区赤坂六丁目19番50号 代表者：永井文隆氏）の永井文隆公認会計士を通じて、吉野氏との事業上の提携等についてご提案をいただいております。

そして、上記のとおり、当社において、昨今の不動産市況の変化に伴うビジネスチャンスを活かすべく、事業パートナーの選定を進めていた中、当社は、吉野氏から、当社における既存事業の強化・拡充、及び、周辺領域への事業拡大に関し、環境事業分野におけるファイナンシャル・アドバイザー事業や、当社の既存事業（ファイナンシャル・アドバイザー事業、不動産担保ローン事業）と密接に関連する不動産の売買業務等の機会の提供に係るご提案をいただきました。

かかる提案を受け、当社は、吉野氏との間で本格的な協議を行い、当社における、既存事業の強化・拡充及び周辺領域への事業の拡大を通じた収益源の拡大、財務基盤の強化の必要性について議論するとともに、平成26年3月期の営業黒字化に向けた経営目標の実現のための具体的な取り組みについて、協議を重ねてまいりました。その中で、吉野氏からは、吉野氏の環境事業分野における強力なネットワークを活かし、吉野氏に産業廃棄物処理業者や太陽光発電事業者といった環境事業法人をご紹介いただき、当社がその資金調達に係るアドバイザー業務及び融資業務を行うことに関し、まずは、上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」のに記載した資金の充当先となる具体的な案件の機会をご提供いただくとともに、今後も同種の機会のご提供をいただくことをご提案いただきました（ご提案に関しては吉野氏より書面（以下「本提案書」といいます。）を受領しております。）。また、吉野氏からは、本提案書において、以下のご提案をいただきました。今後、環境事業の将来キャッシュフローを裏付けとした事業証券化におけるアレンジメント業務、各種環境関連債権等のファクタリング業務を行うことなど、吉野氏の得意とする環境事業分野における強力なネットワークを活かして、当社の強みとする金融分野における案件の相談及び案件の組成のための機会の提供を受けるとともに、当社におけるこれらの事業遂行に必要な信用力の強化について、吉野氏にサポートしていただくことをご提案いただきました。さらに、当社の既存事業（ファイナンシャル・アドバイザー事業、不動産担保ローン事業）と密接に関連する不動産の売買業務を行うことについても、上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」のに記載した資金の充当先となる具体的な不動産購入案件の機会をご提供いただくことに加え、不動産分野における吉野氏の幅広いネットワークの提供や当社の信用力強化のためのサポートをしていただくご提案をいただきました。加えて、これらの分野に精通し、国内外に広くネットワークを有する方を、役職員として当社にご紹介いただくことによる人的なサポートについてもご提案いただきました。また、吉野氏からは、当社の経営環境や経営資源、営業黒字化に向けた経営目標や対処すべき課題を十分に理解いただき、事業シナジー効果が見込まれる事業パートナーとの協業を軸として、既存事業の強化・拡充を図りつつ周辺領域へと事業領域を拡大させていくという当社の経営方針を尊重しながら、当社の企業価値向上に向けた収益機会獲得と収益基盤の確保のためのアドバイス、サポートを提供いただくとの意向を本提案書により確認しております。

その結果、当社は、吉野氏が、環境事業における数多くの実績を有し、金融サービスへのニーズが見込まれる環境業界において強力なネットワークを有していること、また、同氏が、当社の提供している金融サービス事業に密接に関連する不動産分野においても幅広いネットワークを有していること、吉野氏からこのようなネットワークを背景に既存事業及び周辺領域事業における案件の相談及び案件組成のための機会の提供を受け、当社の経験・知識等を活かしてこれらの事業を確実に遂行することにより、さらなる収益機会の獲得と収益基盤の確保を期待できるものと判断いたしました。また、現状、当社の信用力のみでは、積極的な投資に向けての金融機関からの資金の借

り入れは困難であるところ、吉野氏の有するネットワークを通じて当社における既存事業の強化・拡充及び周辺領域への事業の拡大が見込まれることや、本第三者割当増資による資本金の増加、及び本第三者割当増資の結果吉野氏が当社の主要株主となることによる、当社自身の信用補完を背景にすることで、金融機関からの資金調達も可能となり、自己資金のみならず金融機関からの調達資金も併せたより規模の大きな事業の展開が可能となり、既存事業の強化・拡充にも繋がるものと判断いたしました。なお、吉野氏が代表取締役を務める株式会社新東京グループと当社は主要事業分野が異なるものであり、当社が吉野氏から当社の企業価値向上に向けた収益機会獲得と収益基盤の確保のためのアドバイス、サポートをいただく場合でも、当社と株式会社新東京グループとの間に競業関係は生じないものと判断しており、吉野氏からも同様の見解をいただいております。

そして、当社は、このような当社を取り巻く状況を総合的に勘案し検討を重ねた結果、平成26年3月期の営業黒字化の達成、及びその後の継続かつ安定した黒字経営の実現のためには、今回、吉野氏に対して第三者割当増資を実施する方法による資金調達を実施し、調達した資金をもとに、吉野氏から機会の提供をいただく上記「第1募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」の に記載した資金の充当先となる具体的な案件の実施に早急に取り組むと同時に、不動産担保ローン事業において貸出原資を確保し収益の拡大を図ること、さらには、第1号案件となる上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」の の案件を契機に、環境事業法人に対するアドバイザリー業務及び投融資業務を拡大し、上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」の の案件を契機に、不動産売買業務を成長・発展させることにより、このタイミングにおいて、収益源の拡大及びそれに伴う営業黒字化、財務基盤の強化、信用力の回復を早急に実現することが急務であると判断し、今回の第三者割当増資を実施することを決定いたしました。

以上のとおり、吉野氏には、当社の経営環境や経営資源、営業黒字化に向けた経営目標や対処すべき課題を十分に理解いただいていること、当社の企業価値の向上に資すると考えられる複数のビジネスリソースとして、本第三者割当増資により調達する資金の充当先となる具体的な案件の機会をご提供いただいていることに加え、今後も、吉野氏の得意とする環境事業分野における強力なネットワークを活かして、当社の強みとする金融分野における案件の組成のための機会のご提供や、不動産分野における吉野氏の幅広いネットワークをご提供いただけること、今後の事業遂行に必要な当社の信用力の強化のためにサポートしていただけること、また、事業パートナーとして当社株式を安定的かつ中長期的に保有する旨のご意向をいただいていること、本第三者割当増資に係る払込みの確実性があると当社が判断していること、専門の第三者調査機関を使った調査結果からも、反社会的勢力と一切関係が無いことを当社でも確認が取れていることを考慮した結果、今回の選定に至っております。

d. 割り当てようとする株式の数

割当予定先の名称	割当株式数（当社普通株式）
吉野勝秀	724,100株

e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先との間で締結する予定の株式引受契約書において、割当予定先が本第三者割当増資により取得した割当新株式を中長期的に保有する方針であり、払込期日から3年間、当社の書面による事前の承諾のない限り、割当新株式の全部又は一部について第三者に譲渡又は担保権の設定その他の処分をしてはならないものとする旨を約定する予定です。

また、上記に関わらず、当社は、割当予定先との間において、本第三者割当増資により取得した割当新株式について、払込期日より2年以内に全部または一部を譲渡その他の処分をした場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が引受けに係る払込を行うことが十分に可能である資金を預金口座残高に保有していることを、預金通帳のコピーで確認しております。また、当社は、当該資金については、吉野氏の保有する現金（160百万円）及び株式会社シントウキョウエージェントと吉野氏との間の平成25年11月19日付金銭消費貸借契約に基づく同社からの借入金（50百万円 貸付実行日：平成25年11月19日 金利：年0.5% 返済期限：元金につき平成28年12月31日限り、利息につき毎月31日限り）により賄われたものである旨の書面による報告を受けるとともに、当該金銭消費貸借契約を確認しております。さらに、当社は、株式会社シントウキョウエージェントから吉野氏への上記貸付金50百万円については、同社の自己資金からの借入金であることを、上記の書面による吉野氏からの報告及び同社の預金通帳のコピーで確認しております。

これにより、当社は、本第三者割当増資に係る払込みの確実性があると判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先が反社会的勢力との一切の関係がないことを独自に専門の第三者調査機関である株式会社J P リサーチ&コンサルティング（住所：東京都港区虎ノ門三丁目7番12号 代表取締役：古野啓介氏）に調査を依頼し、調査報告書にてその旨を確認しており、また割当予定先からもその旨の確約書を入手しております。これにより、当社は、割当予定先が反社会的勢力とは一切関係がないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

h. 割当予定先との間のその他の合意

当社は、割当予定先との間で、本第三者割当増資の実施等を前提に、平成26年6月に開催予定の当社定時株主総会において、割当予定先が当社と協議の上推薦する者（1名）を当社の取締役（非常勤）1名に選任する議案を上程すること、及び、割当予定先が当社と協議の上推薦する、不動産売買事業の分野に精通する者（1名）を当社の従業員として雇用することを合意しております。その他、割当予定先との間の重要な合意はありません。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1)発行価格の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当増資による募集株式の発行価格は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日（平成25年11月21日）から起算して直近1ヶ月間の東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値の単純平均値である300円を基礎として、これに対して3.33%のディスカウントを加えた290円と決定いたしました。

当社は、取締役会決議の前営業日の終値は、株式市場において形成された価格ではあるものの、平成25年11月11日以降の株価については、日経平均も含め株価は上昇傾向にありながら、当社の株価は特に適時開示等その他のリリースの公表がない中で乱高下しており、出来高も急増していることから、当該直近の株価の推移については、必ずしも当社株式の市場価値を適切に反映するものとは言えないと考えられ、取締役会決議の前営業日という特定日の株価を基礎とするよりも、不安定な株価推移が平準化された平均値を基礎とする方が、客観性が高く適切であると判断いたしました。そして、当社は、当社の株価は、平成25年6月から同年8月にかけて不安定な動きを示しているところ、その理由として、平成25年6月における大幅な株価上昇については、当社の同年6月10日付の「株式会社エフ・イー・ティシステムとの業務提携に関するお知らせ」と題する適時開示の影響が考えられるものの、その後の大幅な下落や、平成25年9月以降の安定期に入るまでの株価の不安定な上下動については、特に材料となるような適時開示その他のリリースの公表もないため、同時期の株価の推移が必ずしも当社の市場価格を適切に反映しているとは言えないと考えられること、また、当社の平成25年10月11日付の「業績予想の修正に関するお知らせ」と題する適時開示及び当社が同月25日に公表した平成26年3月期第2四半期決算短信は、市場にとって好材料になると考えられるものの、それらの公表後、株価が乱高下することなく安定的な推移となっていることからすると、平成25年9月以降の安定期の株価推移が現在の当社株式の市場価値を反映するものであると考えられることから、当社の現在の市場価格を反映する株価としては、特に材料もなく株価が乱高下した平成25年8月以前の不安定な株価推移が除外され、取締役会決議日の前営業日にできるだけ近い一定期間の平準化された値である、同日から起算して直近1ヶ月間の終値の単純平均値を基礎とすることが、客観的かつ合理的であると判断いたしました。また、当社は、上記のとおり、平成25年11月11日以降の株価の推移については、必ずしも当社株式の市場価値を適切に反映するものとは言えないことに加え、(a)当社を取り巻く事業環境や当社の最近の業績を踏まえると、割当予定先である吉野氏は相応の株価下落のリスクを負うことになること、(b)当社の株式は証券市場における売買高が比較的少なく、流動性が限定的である上、吉野氏は、上記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載のとおり払込期日から3年間は当社の事前の承諾なくして割当新株式の譲渡等の処分ができず、既存株主と比べ流動性の面で制約があること、(c)吉野氏は、上記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載のとおり当社株式を中長期的に保有する方針であり、短期売却による経済的利益を享受できる可能性はないこと、(d)上記発行価格は、これらの事情を踏まえ、吉野氏との協議の結果決定されたものであること等の事情を踏まえ、直近1ヶ月間の終値の単純平均値を基礎として、3.33%のディスカウントを加えた上記発行価格が、合理的であると判断いたしました。

そして、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年2月10日制定）は、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直前日の価額）に0.9 を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況

等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間(最長6ヶ月)をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができる。」としているところ、上記発行価格は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日(平成25年11月21日)の東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値(321円)に対して9.66%のディスカウント、直前営業日までの1ヶ月間の終値の単純平均値(300円)に対して3.33%のディスカウント、3ヶ月間の終値の単純平均値(297円)に対して2.36%のディスカウント、6ヶ月間の終値の単純平均値(296円)に対して2.03%のディスカウントであり、それぞれに0.9を乗じた価格をいずれも上回っており、上記日本証券業協会の指針に準拠するものであるという観点からも、上記発行価格は合理性があるものと考えております。

以上の理由から、当社といたしましては、上記発行価格は合理的で、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には当たらないと判断しております。また、当社は、発行条件等について客観的な意見を取り入れるため、後記「6 大規模な第三者割当の必要性(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程」に記載のとおり、経営者から独立した社外弁護士1名及び当社の監査役(社外監査役)全員の計4名で構成される第三者委員会を設置しているところ、当該第三者委員会の構成員である社外監査役全員からも、当社の平成25年11月11日以降の株価については、特に適時開示等その他のリリースの公表がない中で乱高下し、出来高も急増しており、当社の適時開示、決算開示状況等に照らすと、取締役会決議の前営業日の終値が必ずしも当社の客観的な企業価値を正確に反映したものではない可能性があるため、一定期間の終値の単純平均値を基礎とすることは相当であると認められる上、直前1ヶ月間の終値の単純平均値を基礎とすることに関しても、取締役会決議日にできるだけ近い、一定期間の平準化された値を基礎とする方法は、算定根拠として客観性が高く、合理的であると認めること、加えて、上記(a)乃至(d)の事情を踏まえると、当社が、取締役会決議の前営業日までの直近1ヶ月間の終値の単純平均値を基礎として、3.33%のディスカウントを加えた価額を発行価格として採用すると判断したことにも合理性があると認められること、さらに、当該価格は、取締役会決議の前営業日(平成25年11月21日)の東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値、取締役会決議の前営業日までの1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の終値の単純平均値にそれぞれ0.9を乗じた価格をいずれも上回っており、上記日本証券業協会の指針に準拠するものであることに照らしても、上記発行価格は合理的であると認めることという理由から、全員一致で、上記発行価格は、特に有利な発行価格には該当しない旨の意見を得ております。

(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により新規に発行する株式数は724,100株(議決権数7,241個)となることから、本書提出日現在の当社発行済株式総数1,980,500株に対し36.56%の割合、総議決権数18,805個に対し38.51%の割合で希薄化が生じることとなります。

しかしながら、「6 大規模な第三者割当の必要性(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由についての取締役会の判断の内容」に記載のとおり、当社は、本第三者割当増資により調達する資金をもって、不動産担保ローン事業を中心とする既存事業における収益の拡大を目指すと共に、吉野氏から機会のご提供をいただく案件の早期実現に向け取り組み、これらの案件を契機に環境事業法人に対するアドバイザー業務及び投融資業務を拡大させ、不動産売買業務を成長・発展させることにより、収益源の拡大及びそれに伴う営業黒字化、財務基盤の強化や、信用力の回復を早急に実現するものであり、希薄化が生じることとなっても、これを上回る価値を享受することができるものであると考えております。これにより、本第三者割当増資は、中長期的な当社の企業価値・株主利益の向上に寄与するものであることから、本第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、本第三者割当増資における発行数量及び株式の希薄化の規模について、後記「6 大規模な第三者割当の必要性(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程」に記載のとおり、当社は、経営者から独立した社外弁護士1名及び当社の監査役(社外監査役)全員の計4名で構成される第三者委員会を設置し、同委員会より、本第三者割当増資に係る発行数量及び希薄化の規模は合理的であると考えられる旨の意見を得ております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

平成25年11月22日時点の当社発行済株式総数1,980,500株に係る議決権総数は18,805個であります。

本第三者割当増資により新規に発行する株式数は724,100株(議決権数7,241個)となることから、本書提出日現在の当社発行済株式総数1,980,500株に対し36.56%の割合、総議決権数18,805個に対し38.51%の割合となり、25%以上の希薄化が生じるため、本第三者割当増資は、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式記載上の注意(23-6)に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

また、本第三者割当増資による新株式の発行により、割当予定先である吉野氏が当社の筆頭株主となります。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の 総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合
吉野 勝秀	千葉県松戸市	-	-	724,100	27.80%
佐藤 明彦	東京都世田谷区	205,000	10.90%	205,000	7.87%
宮上 元伸	東京都渋谷区	196,000	10.42%	196,000	7.53%
新留 幸二	東京都杉並区	186,000	9.89%	186,000	7.14%
日本証券金融株式 会社	東京都中央区日本橋 茅場町一丁目2番10 号	137,600	7.32%	137,600	5.28%
西田井太郎	大阪府貝塚市	99,000	5.26%	99,000	3.80%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町 一丁目4	81,300	4.32%	81,300	3.12%
松浦 一博	神奈川県横浜市	63,500	3.38%	63,500	2.44%
平野 公久	東京都江戸川区	50,800	2.70%	50,800	1.95%
小泉 清孝	大阪府和泉市	49,000	2.61%	49,000	1.88%
計		1,068,200	56.80%	1,792,300	68.81%

(注) 1. 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年9月30日現在の当社株主名簿に基づき記載しております。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第三位を四捨五入しております。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本第三者割当増資後の総議決権数26,046個に対する割合です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由についての取締役会の判断の内容

当社は、平成14年の設立以来、ファイナンシャル・アドバイザー事業を主力事業として展開してまいりましたが、当社をとりまく経営環境は、リーマンショックによる景気低迷をきっかけに、案件の減少、同業者間の競争の激化により、非常に厳しいものとなっております。当社におきましては、平成23年3月に、新規事業として不動産担保ローン事業を立ち上げ、事業拡大を図ってまいりましたが、抜本的な業績の改善が進まない状況にあります。また、当社は、平成24年10月より、ファイナンシャル・アドバイザー事業強化拡充の一環としてヘルスケア事業に取り組んでおり、今後も継続的に案件開拓に努めるとともに新規事業展開及び事業参画機会の捕捉に努めていく所存ですが、未だ具体的な案件の獲得までは至っておりません。さらに、平成25年6月より開始した株式会社エフ・イー・ティーシステムとの業務提携によるビジネスホテル、シティホテルへの共同投資及びビジネスホテル、シティホテルを投資対象としたファンドの共同組成等についても、引き続き協業関係を保ちつつ推進していく方針ではありますが、具体的な案件の実行には更に時間を要するものと見込んでおります。

かかる経営環境のもと、当社の業績は、直近5期において営業損失を計上するとともに営業活動によるキャッシュ・フローの額が負の状態であり、平成26年3月期、平成27年3月期も当該状態が継続し、平成28年3月期において営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が負でなくならなかった場合、東京証券取引所が定める有価証券上場規程第604条の2第1項第2号の上場廃止基準（業績基準）に抵触してしまう状態にあります。

一方、昨今、アベノミクス効果、消費税増税、東京オリンピックの開催決定等により、首都圏を中心に不動産投資意欲は高まりつつあり、収益不動産、居住不動産とともに、不動産売買は活発化の様相を呈しており、当社の事業の一つの柱である不動産担保ローン事業において、平成25年12月中旬における貸出残高が現行の予算枠である3億円を超過する予定であり、当社は、かかる状況を、当社における収益獲得及び業容の拡大に向けたビジネスチャンスであると捉えております。

そして、当社は、業績不振による赤字経営を脱却し、平成26年3月期における営業黒字化の実現に向けて、収益源の拡大、財務基盤の強化を行うことが、喫緊の経営課題であると認識しており、営業黒字化に向けた今後の経営目標

として、既存事業（ファイナンシャル・アドバイザー事業及び不動産担保ローン事業）の強化・拡充を図るとともに、それをベースとして、その周辺領域へと事業領域を拡大し、サービスの多様化を図ることを企図しております。

当社は、かかる経営目標の実現に向けて、時機を逃さずにビジネスチャンスを活かすためには、早急に、事業シナジー効果が見込まれる事業パートナーとの協業を軸とした、さらなる収益機会の獲得と収益基盤の整備を行う必要があると考える一方で、このような当社の経営環境や経営方針等に理解を示し、事業シナジーの見込まれる事業パートナーの選定を進めてまいりました。

一方、吉野氏は、東京証券取引所TOKYO PRO Market市場に株式を上場している株式会社新東京グループの代表取締役を務めており、同社の大株主でもあります。同社グループでは、当社の提供している金融サービスへのニーズが今後見込まれると考えられる環境プロデュース事業（廃棄物収集運搬業務、廃棄物処分業務、環境サービス業務）や建設解体工事業を主力事業として展開しております。また、吉野氏は、平成24年2月に、同氏が公開買付けにより発行済株式の過半数を取得し、業績不振からの再建を果たして黒字化を達成した株式会社メッツにおいて不動産事業を展開するとともに、同氏が代表取締役を務めるとともに、その大株主でもある株式会社シントウキョウエージェントにおいて不動産投資事業にも注力しており、当社の提供している既存事業（ファイナンシャル・アドバイザー事業、不動産担保ローン事業）との関係において事業シナジーの見込まれる不動産事業にも注力しております。吉野氏は、かねてから、自身の得意とする環境事業分野における金融サービス事業の展開に強い関心を有しており、当社は、平成25年5月頃より、吉野氏がファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している坂田公認会計士事務所の坂田靖志公認会計士から、当社の顧問税理士である永井公認会計士税理士事務所の永井文隆公認会計士を通じて、吉野氏との事業上の提携等についてご提案をいただいております。

そして、上記のとおり、当社において、昨今の不動産市況の変化に伴うビジネスチャンスを活かすべく、事業パートナーの選定を進めていた中、当社は、吉野氏から、当社における既存事業の強化・拡充、及び、周辺領域への事業拡大に関し、環境事業分野におけるファイナンシャル・アドバイザー事業や、当社の既存事業（ファイナンシャル・アドバイザー事業、不動産担保ローン事業）と密接に関連する不動産の売買業務等の機会の提供に係るご提案をいただきました。

かかる提案を受け、当社は、吉野氏との間で本格的な協議を行い、当社における、既存事業の強化・拡充及び周辺領域への事業の拡大を通じた収益源の拡大、財務基盤の強化の必要性について議論するとともに、平成26年3月期の営業黒字化に向けた経営目標の実現のための具体的な取り組みについて、協議を重ねてまいりました。その中で、吉野氏からは、吉野氏の環境事業分野における強力なネットワークを活かし、吉野氏に産業廃棄物処理業者や太陽光発電事業者といった環境事業法人をご紹介いただき、当社がその資金調達に係るアドバイザー業務及び投融資業務を行うことに関し、まずは、上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」の に記載した資金の充当先となる具体的な案件の機会をご提供いただくとともに、今後も同種の機会のご提供をいただくことをご提案いただきました（ご提案に関しては吉野氏より本提案書を受領しております。）。また、吉野氏からは、本提案書において、以下のご提案をいただきました。今後、環境事業の将来キャッシュフローを裏付けとした事業証券化におけるアレンジメント業務、各種環境関連債権等のファクタリング業務を行うことなど、吉野氏の得意とする環境事業分野における強力なネットワークを活かして、当社の強みとする金融分野における案件の相談及び案件の組成のための機会の提供を受けるとともに、当社におけるこれらの事業遂行に必要な信用力の強化について、吉野氏にサポートしていただくことをご提案いただきました。さらに、当社の既存事業（ファイナンシャル・アドバイザー事業、不動産担保ローン事業）と密接に関連する不動産の売買業務を行うことについても、上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」の に記載した資金の充当先となる具体的な不動産購入案件の機会をご提供いただくことに加え、不動産分野における吉野氏の幅広いネットワークの提供や当社の信用力強化のためのサポートをしていただくご提案をいただきました。加えて、これらの分野に精通し、国内外に広くネットワークを有する方を、役職員として当社にご紹介いただくことによる人的なサポートについてもご提案いただきました。また、吉野氏からは、当社の経営環境や経営資源、営業黒字化に向けた経営目標や対処すべき課題を十分に理解いただき、事業シナジー効果が見込まれる事業パートナーとの協業を軸として、既存事業の強化・拡充を図りつつ周辺領域へと事業領域を拡大させていくという当社の経営方針を尊重しながら、当社の企業価値向上に向けた収益機会獲得と収益基盤の確保のためのアドバイス、サポートを提供いただくとの意向を本提案書により確認しております。

その結果、当社は、吉野氏が、環境事業における数多くの実績を有し、金融サービスへのニーズが見込まれる環境業界において強力なネットワークを有していること、また、同氏が、当社の提供している金融サービス事業に密接に関連する不動産分野においても幅広いネットワークを有していること、吉野氏からこのようなネットワークを背景に既存事業及び周辺領域事業における案件の相談及び案件組成のための機会の提供を受け、当社の経験・知識等を活かしてこれらの事業を確実に遂行することにより、さらなる収益機会の獲得と収益基盤の確保を期待できるものと判断いたしました。また、現状、当社の信用力のみでは、積極的な投資に向けての金融機関からの資金の借入れは困難であるところ、吉野氏の有するネットワークを通じて当社における既存事業の強化・拡充及び周辺領域への事業の拡大が見込まれることや、本第三者割当増資による資本金の増加、及び本第三者割当増資の結果吉野氏が当社の主要株

主となることによる、当社自身の信用補完を背景にすることで、金融機関からの資金調達も可能となり、自己資金のみならず金融機関からの調達資金も併せたより規模の大きな事業の展開が可能となり、既存事業の強化・拡充にも繋がるものと判断いたしました。なお、吉野氏が代表取締役を務める株式会社新東京グループと当社は主要事業分野が異なるものであり、当社が吉野氏から当社の企業価値向上に向けた収益機会獲得と収益基盤の確保のためのアドバイス、サポートをいただく場合でも、当社と株式会社新東京グループとの間に競業関係は生じないものと判断しており、吉野氏からも同様の見解をいただいております。

そして、当社は、このような当社を取り巻く状況を総合的に勘案し検討を重ねた結果、平成26年3月期の営業黒字化の達成、及びその後の継続かつ安定した黒字経営の実現のためには、今回、吉野氏に対して第三者割当増資を実施する方法による資金調達を実施し、調達した資金をもとに、吉野氏から機会の提供をいただく上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」に記載した資金の充当先となる具体的な案件の実施に早急に取り組むと同時に、不動産担保ローン事業において貸出原資を確保し収益の拡大を図ること、さらには、第1号案件となる上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」の案件を契機に、環境事業法人に対するアドバイザー業務及び投融資業務を拡大し、上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」の案件を契機に、不動産売買業務を成長・発展させることにより、このタイミングにおいて、収益源の拡大及びそれに伴う営業黒字化、財務基盤の強化、信用力の回復を早急に実現することが急務であると判断し、今回の第三者割当増資を実施することを決定いたしました。

また、資金調達方法の選択をするに際しては、上記のとおり、当社は、直近5期において営業損失を計上するとともに営業活動によるキャッシュ・フローの額が負の状態であり、さらに業績不振が続くことになれば、東京証券取引所が定める上場廃止基準（業績基準）に抵触してしまうリスクを抱えていることから、これらのリスクを払拭するための資金調達は早急かつより確実に行うという観点より検討を行いました。

まず、ここ数年の当社業績を鑑みるに、銀行借り入れなどの間接金融で十分な資金を確保することは困難であると判断いたしました。

一方、エクイティ性の資金調達につきましても、同様の理由から公募増資については困難であると判断いたしました。また、株主割当増資につきましても、既存株主の希薄化防止の観点からは有効と思われるものの、直近5年にわたり業績の低迷している現状においては希望する資金を調達することは困難であると判断いたしました。さらに新株予約権による調達の場合は、資金の調達期間が長期化するため、タイムリーな調達の観点から現実的ではなく困難であると判断いたしました。その結果、株式市場の環境の影響を大きく受けず、早急かつ確実な資金調達手法として、第三者割当増資が望ましいと判断いたしました。

(2) 大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

本第三者割当増資により新規に発行する株式数は724,100株（議決権数7,241個）となることから、本書提出日現在の当社発行済株式総数1,980,500株に対し36.56%の割合、総議決権数18,805個に対し38.51%の割合で希薄化が生じることとなります。

しかしながら、上記(1)に記載のとおり、当社は、本第三者割当増資により調達する資金をもって、不動産担保ローン事業を中心とする既存事業における収益の拡大を目指すと共に、吉野氏から機会のご提供をいただく案件の早期実現に向け取り組み、これらの案件を契機に環境事業法人に対するアドバイザー業務及び投融資業務を拡大させ、不動産売買業務を成長・発展させることにより、収益源の拡大、財務基盤の強化や、信用力の回復を早急に実現するものであり、希薄化が生じることとなっても、これを上回る価値を享受することができるものであると考えております。これにより、本第三者割当増資は、中長期的な当社の企業価値・株主利益の向上に寄与するものであることから、本第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、本第三者割当増資における発行数量及び株式の希薄化の規模について、後記(3)に記載のとおり、当社は、経営者から独立した社外弁護士1名及び当社の監査役（社外監査役）全員の計4名で構成される第三者委員会を設置し、同委員会より、本第三者割当増資に係る発行数量及び希薄化の規模は合理的であると考えられる旨の意見を得ております。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当増資による希薄化率は、本第三者割当増資に係る取締役会決議前における発行済株式総数1,980,500株に係る議決権の数18,805個を前提とすると38.51%になり、希薄化率が25%以上となることが見込まれることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手または株主の意思確認のいずれかの手続きを要します。

そのため、当社は既存株主の皆様へ極めて大きな影響が生じることと鑑みて、本第三者割当増資における必要性及び相当性に関する客観的な意見を入手するため、経営者から独立した社外弁護士（隼あすか法律事務所多田光毅氏）

及び当社の監査役全員（社外監査役・金沢修氏、社外監査役・小谷洋三氏、社外監査役・五島信也氏）の計4名で構成される第三者委員会（以下「本委員会」といいます。）の開催を依頼いたしました。

当社は、本委員会に対して、当社の概要及び現状における財務状況、本第三者割当増資の目的、調達する資金の額、使途及び支出予定時期、調達する資金使途の合理性に関する考え方、第三者割当増資とその他の資金調達手段との比較、割当予定先の選定理由、発行価額、発行株数、希薄化の規模その他の発行条件に関する考え方、割当予定先の選定に至る検討過程・検討体制、当社の企業価値・株主価値の向上並びにその他必要と思われる事項等に関して説明を行うとともに、本委員会からの質問に対して回答を行いました。また、本委員会は、当社からの上記説明・回答に加え、吉野氏からも本第三者割当増資に係る説明を受けるとともに、質疑応答を行い、これらの結果も踏まえ、慎重に審議・検討を行いました。

その結果、本委員会は、平成25年11月21日付で当社の取締役会に対して、当社は、既存事業の需要拡大に伴う運転資金を確保するとともに、既存事業の周辺分野におけるビジネスチャンスを獲得するため、早急に資金調達を行う必要に迫られており、本第三者割当増資により資金調達を行う必要性・緊急性が認められること、かかる資金調達の必要性・緊急性、現時点における当社の財務状況、当社代表取締役等に対する事情聴取の結果等に鑑みると、他の資金調達手段と比較し、迅速かつ確実な資金調達である第三者割当増資を選択することの必要性・相当性が認められること、既存事業の強化・拡充を図りつつ周辺領域へと事業領域を拡大させていくという当社の経営方針を達成する観点からは、吉野氏からの今般の提案内容に従って機会の提供を受けることが必要であると思料され、他の提案等と比較しても、本第三者割当増資を選択することの必要性が認められること、本第三者割当増資は、当社の中長期的な企業価値の向上の観点から既存株主にも利益をもたらすことが期待でき、かかる利益に鑑みれば、本第三者割当増資に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると認められること、当社の市場株価や出来高の変動等に照らすと、取締役会決議日にできるだけ近い、直前1ヶ月間の終値の単純平均値を基礎とする一定期間の平準化された値を基礎として発行価格を決定する方法は、算定根拠として客観性が高く、合理的であると認めること、加えて、上記「3 発行条件に関する事項 (1)発行価格の算定根拠及びその具体的内容」に記載の(a)乃至(d)の事情を踏まえると、当社が、取締役会決議の前営業日までの直近1ヶ月間の終値の単純平均値を基礎として、3.33%のディスカウントを加えた価額を発行価格として採用すると判断したことにも合理性があると認められること、さらに、当該価格は、取締役会決議の前営業日（平成25年11月21日）の東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値、取締役会決議の前営業日までの1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の終値の単純平均値にそれぞれ0.9を乗じた価格をいずれも上回っており、上記日本証券業協会の指針に準拠するものであることに照らしても、上記発行価格は合理的であると認めること、本第三者割当増資は、資金需要を充足するために必要となる金額に限って調達するものである上、当社の中長期的な企業価値・株主価値の向上に寄与するものと考えられ、調達資金額とその資金使途との整合性・合理性が認められること、吉野氏の幅広いネットワーク及びかかるネットワークを活用した当社の企業価値向上に向けたサポート、本第三者割当増資後の当社株式の保有方針、属性等に鑑み、割当予定先の選定理由には合理性が認められること、当社は、他の候補先からの申入れについても真摯に検討を行った上で割当予定先を選定しており、割当予定先の選定に至る検討過程・検討体制の公正性が認められること等が記載されており、これらの事情に基づき、本第三者割当増資による資金調達について、必要性及び相当性を認める旨の意見書を提出しております。

平成25年11月22日に開催された取締役会では、本委員会から提出された意見を最大限尊重して、当社企業価値・株主価値の向上、本第三者割当増資に係る発行条件の公正性の確保などの観点から慎重な審議を行い、上述の内容の判断に基づき本第三者割当増資を行うことを出席取締役全員一致で決議いたしました。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第12期有価証券報告書及び第13期第2四半期（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成25年11月22日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年11月22日現在）においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に掲げた第12期有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日現在までに、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その内容は以下のとおりであります。

（平成25年6月24日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成25年6月21日に開催された当社第12回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会開催年月日

平成25年6月21日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役2名選任の件

取締役として松浦一博氏及び平野公久氏の2氏を選任する。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として小谷洋三氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	決議の結果	
				賛成比率	可否
第1号議案					
松浦一博	7,820個	301個	0個	96.3%	可決
平野公久	7,820個	301個	0個	96.3%	可決
第2号議案	7,867個	278個	0個	96.6%	可決

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案及び第2号議案については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成となります。

2. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分及び当日出席の全ての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権数は加算しておりません。

（平成25年7月29日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主となるもの

小泉清孝

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合*
異動前* (平成25年7月9日現在)	1,739個	9.25%
異動後* (平成25年7月19日現在)	1,965個	10.45%

* 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 100,000株

* 総株主等の議決権の数に対する割合は、平成25年3月31日現在の総株主の議決権の数（18,805個）に基づき算出しており、小数点以下第三位を四捨五入しております。

* 議決権の数（所有株式数）は、異動前については平成25年7月17日、異動後については平成25年7月26日に当該主要株主が提出した大量保有報告書（変更報告書）に記載の所有株式数に基づき記載しております。

(3) 異動確認年月日

平成25年7月26日

(4) その他の事項

当該異動の経緯

平成25年7月26日付で上記株主より大量保有報告書（変更報告書）が近畿財務局長に提出されたことにより、主要株主の異動が判明いたしました。

本臨時報告書提出日現在の資本金の額 347百万円

本臨時報告書提出日現在の発行済株式総数 1,980,500株

(平成25年10月7日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主に該当しなくなるもの

小泉清孝

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合*
異動前* (平成25年7月19日現在)	1,965個	10.45%
異動後* (平成25年9月30日現在)	490個	2.61%

- * 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 100,000株
- * 総株主等の議決権の数に対する割合は、平成25年9月30日現在の総株主の議決権の数（18,805個）に基づき算出しており、小数点以下第三位を四捨五入しております。
- * 議決権の数（所有株式数）は、異動前については平成25年7月26日に当該株主が提出した大量保有報告書（変更報告書）に記載の所有株式数に基づき記載しており、異動後については平成25年9月30日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

(3) 異動確認年月日

平成25年10月4日

(4) その他の事項

当該異動の経緯

当社の株主名簿管理人より平成25年9月30日現在の株主名簿を受領したところ主要株主の異動が判明いたしました。小泉清孝氏の異動後の議決権の数（所有株式数）は株主名簿の記載に基づくものでありますが、当該株主の実際の所有株式数の減少はない旨を確認しておりますのでご留意願います。

本臨時報告書提出日現在の資本金の額 347百万円

本臨時報告書提出日現在の発行済株式総数 1,980,500株

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第12期	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月21日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第13期第2四半期	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日	平成25年11月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出されたデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月11日

G F A 株式会社

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小笠原 直 印

業務執行社員 公認会計士 入澤 雄太 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているG F A株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第13期事業年度の第2四半期会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、G F A株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が四半期財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 6月14日

G F A 株式会社

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小笠原 直 印

業務執行社員 公認会計士 入澤 雄太 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているG F A 株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G F A 株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は、平成25年2月12日開催の取締役会決議に基づき、平成25年4月1日付けで株式分割を行い、単元株制度を採用している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成24年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成24年6月19日付けで無限定適正意見を表明している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、G F A 株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、G F A 株式会社が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2．財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。